

# 國學院大學學術情報リポジトリ

道德教育の言葉と倫理教育の概念：  
小特集ことばと教育・教育のことば

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 澤田, 浩一, Sawada, Koichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000545">https://doi.org/10.57529/00000545</a>

# 道徳教育の言葉と倫理教育の概念

澤田浩一

## 1 はじめに

平成二七年三月に告示された中学校「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」と略す）の目標は、道徳性を養うために、道徳的諸価値の理解を基に、人間としての生き方についての考えを深める学習を行うことである。その際、自己を見つめ、広い視野から多面的・多角的に考えることになる。「生き方」を深める学習における思考とは、鬼界彰夫氏によれば、「自分の在り方に関する真剣な関心に動かされた具体的に個別的な思考（倫理

的思考）」でなければならない。「知的好奇心に動かされた抽象的で一般的な概念的思考（思弁的思考）」と異なり、「生き方」は自分自身の現在と将来の在り方に真剣な関心をもって関わるときにのみ、思考の対象となるという特別の性質をもっているとする。鬼界氏は、「生き方」を学習する最良の方法は具体的な人生を素材として、具体例という言語を用いることであり、第二の方法は倫理的思考に属する固有の諸概念を用いて自分及び他人の生き方について語ることであるとする。道徳科で用いる道徳的諸価値の多くは、倫理的思考に属する固有の諸概念であり、概念的知識である。道徳科で用いる知識のほとんどは、

自分が属する社会においての共有知識であると考えることができ。「概念」と訳される英単語のコンセプションは、ともに(コン)とつかむ(セプト)を名詞化したものである。人文科学に根ざした実践的な知の技法の大切さを説くマスビアウ氏によれば、共有知識とは、必然的に状況に依存した知識であり、古くから人々に共有されている知識であり、我々がともに経験している状況や認識に関わるものである。十九世紀の実証主義に起源をもち、自然科学の基盤となつている客観的知識と個人の内面生活の表れである主観的知識の「はざま」で生じる公共の文化的な知識である。共有知識の探究は、実践知(実践的な知恵)を「フロネシス」として提唱したギリシアの哲学者アリストテレスから始まつている<sup>2)</sup>。

平成二七年三月に告示された中学校道徳科への改訂は、目標並びに指導方法を中心に行われた。教科書を用いて授業を行い、生徒の学習状況等を評価し文章で記述することとなり、平成三一年四月から実施されている。道徳科の内容の見直しは小幅であつたため、内容の理解がなおざりにされていないか懸念される。道徳科における「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」を働かせるためには、道徳科における概念的な枠組みを重視する必要がある。今回の改訂で、各内容項目に「内容を端的に表

す言葉」が付記された。「内容の構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げ、家庭や地域の人も共有しやすいくものとする」ためである<sup>3)</sup>。それらの多くは、倫理的思考の手掛かりとなる概念的知識である。本稿では、各内容項目の「内容を端的に表す言葉」の「中学校学習指導要領」における来歴を確認しつつ吟味し、高等学校公民科倫理の諸概念と照らし合わせながら検討する。中学校道徳科の学習において、倫理的な思考が行われ、高等学校公民科の学習へと繋げられるようにしたいと考える。

## 2 道徳科の「内容を端的に表す言葉」

平成二七年に先行して行われた改訂において、「内容を端的に表す言葉」が初めて付記された。「内容を端的に表す言葉」には、倫理的思考において概念として位置付けることが難しい言葉も含まれている。道徳教育の言葉は、日常的な生活場面での意味を色濃くもつている。これに対して同じ言葉が倫理学では特定の思想家の理論を背景とした概念になつている場合が少なくない。例えば、「A主として自分自身に関すること」の「内容を端的に表す言葉」である「1自主、自律、自由と責任」の

うち、自律はカント、自由はカント、ヘーゲル、ミル、サルトルなどの思想家の言葉として、高等学校公民科倫理の教科書には登場している。指導する側の教師の中には、哲学・倫理学に由来する人文科学的な知識が欠けているために、道徳科の指導においては、日常的な生活言語のレベルでのみ理解し、分かっているつもりになり、既に知っていると思いついでいる場合も少なくないと思われる。『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』の道徳科の内容項目の解説すら読まずに、浅い理解に留まりながら、気付かずにいる。道徳科の内容項目は、小学校第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年それぞれに、道徳科の内容項目の文章があり、学年が上がるにつれて道徳的諸価値が用いられるようになっていく。小学校の道徳科の内容項目においては、生活言語から学習言語へと学習の壁を越えていく状況に配慮し、言葉や表現を選んでいる。中学校においては、生活場面での意味理解と倫理的思考で用いる概念的な意味理解が大きく違っている場合もある。中学校道徳科の各内容項目の「内容を端的に表す言葉」は、以下の通りである。

中学校道徳科の「内容を端的に表す言葉」一覧

A 主として自分自身に関すること

- [1 自主、自律、自由と責任]
  - [2 節度、節制]
  - [3 向上心、個性の伸長]
  - [4 希望と勇氣、克己と強い意志]
  - [5 真理の探究、創造]
- B 主として人との関わりに関すること
- [6 思いやり、感謝]
  - [7 礼儀]
  - [8 友情、信頼]
  - [9 相互理解、寛容]
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- [10 遵法精神、公德心]
  - [11 公正、公平、社会正義]
  - [12 社会参画、公共の精神]
  - [13 勤労]
  - [14 家族愛、家庭生活の充実]
  - [15 よりよい学校生活、集団生活の充実]
  - [16 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
  - [17 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]
  - [18 国際理解、国際貢献]
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
- [19 生命の尊さ]
  - [20 自然愛護]
  - [21 感動、畏敬の念]
  - [22 よりよく生きる喜び]

### 3 内容項目の変遷と「内容を端的に表す言葉」の成り立ち

昭和三三年九月の特設から六一一年が経ち、この間に六回の改訂が行われた。昭和四四年改訂において、昭和三三年の特設時の内容項目は、形式も含め見直しが行われた。次に見直しが行われたのは、元年改訂である。平成二七年改訂では、目標や指導方法等については見直しが行われたが、道徳科の内容については小幅な変更に留まっている。そのため、三期に分け、内容項目の改訂を概観し、平成二七年改訂で付記された「内容を端的に表す言葉」の来歴について整理することとした。

#### 第1期 昭和三三年九月から昭和四七年三月までの内容の概要

昭和三三年八月二八日告示された「中学校学習指導要領 道徳編」において、初めて道徳教育の内容は示された。以下の「3つの柱」が示され、各項目は本文と三行から八行の説明文が付されていた。総項目数は二一であった。

- 1 日常生活の基本的な行動様式をよく理解し、これを習慣づけるとともに、時と所に応じて適切な言語、動作ができるようにしよう。(5項目)

- 2 道徳的な判断力と心情を高め、それを対人関係の中に生かして、豊かな個性と創造的な生活態度を確立していこう。(10項目)

- 3 民主的な社会および国家の成員として、必要な道徳性を発達させ、よりよい社会の建設に協力しよう。(6項目)

昭和三三年に登場し一貫して現在まで入っている「内容を端的に表す言葉」は、「1責任」、「4強い意志」、「5真理」、「8信頼」、「19生命の尊さ」の五つである。「内容を端的に表す言葉」には入っていないが、8「異性理解」もずっと入っている。

昭和三三年には入っていたが、昭和四四年改訂又は五二年改訂だけ本文から抜けて観点に落とされた「内容を端的に表す言葉」は、「3向上心」、「5創造」、「15集団生活の充実」の3つである。「内容を端的に表す言葉」には入っていないが、6「人間愛」も昭和四四年改訂だけ本文から抜けて観点に落とされた。

昭和三三年には入っていたが、昭和四四年と五二年改訂で本文から抜けて観点に落とされた「内容を端的に表す言葉」は、「3個性の伸長」、「11社会正義」、「14家族愛」、「17我が国の伝統と文化の尊重」、「18国際理解」の五つである。「内容を端的に表す言葉」には入っていないが、9「謙虚」も昭和四四年改訂と52年改訂で本文から抜けて観点に落とされた。

「1責任」 「4強い意志」 「5真理」 「8信頼」 「19生命の尊さ」
(8 「異性理解」)
「3向上心」 「5創造」 「15集団生活の充実」
(6 「人間愛」)
「3個性の伸長」 「11社会正義」 「14家族愛」
「17我が国の伝統と文化の尊重」 「18国際理解」
(9 「謙虚」)

第2期 昭和四七年四月から平成五年三月までの内容の概要

(1) 昭和四七年四月から昭和五六年三月までの内容

昭和四四年四月に改訂され、「学習指導要領」の「内容」から柱が消え、中学校においては13の項目にまとめられ、各項目には二つずつの観点、すなわち指導に当たって必ず考慮すべき具体的着眼点が示された。昭和四五年三月の『中学校指導書道徳編』から、各項目に1ページ前後の解説文が示された。

(2) 昭和五六年四月から平成五年三月までの内容

昭和五二年七月の改訂では、中学校道徳の内容項目から二つずつの観点が消え、括弧付きの一文にまとめられた。内容項目の総数は、13から16へ増加した。昭和四四年改訂の8の2つの

観点が項目となり、現在のDの視点の項目の21と22の原型となった。9の2つの観点も、異性理解が再び独立し、友情と分かれ項目に戻った。10の2つの観点も、家庭や地域社会の一員としての自覚と集団の意義とに分けられた。

昭和三三年には主文にはなく説明文にのみあった「内容を端的に表す言葉」は、「1自主」、「2節度」、「10法」、「13勤労」、「17国を愛する態度」の五つである。「内容を端的に表す言葉」には入っていないが、2「調和」、12「社会連帯、公共の福祉」、21「美しいもの」も昭和四四年改訂からずっと入っている。

昭和三三年特設時も昭和四四年改訂でも説明文・観点であった「内容を端的に表す言葉」は、「8友情」、「9(広い心)寛容」、「14家庭生活の充実」、「20自然愛護」の五つである。初めて登場し主文に入った「内容を端的に表す言葉」は、「21感動」、「22生きる喜び」の二つである。

「1自主」 「2節度」 「10法」 「13勤労」 「17国を愛する態度」
(2 「調和」 12 「社会連帯、公共の福祉」 21 「美しいもの」
「8友情」 「9寛容」 「14家庭生活の充実」 「20自然愛護」
「21感動」 「22生きる喜び」

第3期 平成五年四月から現在までの概要

(1) 平成五年四月から平成一四年三月までの内容

平成元年三月の改訂では、以下の4つの視点が導入され、平成二七年の道徳科への改訂で順序と名称の変更はあったが、引き継がれている。小学校道徳と中学校道徳の内容を体系的につなげ、発達に合わせた内容項目に改善された。総項目数は、22に増加した。

1 主として自分自身に関すること。

(5項目)

2 主として他の人とのかわりに関すること。

(5項目)

3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること。

(3項目)

4 主として集団や社会とのかわりに関すること。

(9項目)

(2) 平成一四年四月から平成二四年三月までの内容

平成一〇年一二月の改訂は、語尾の修正等が中心で、小幅に止まっている。平成元年改訂の4の視点の(2)の「公德心」と(4)の「社会連帯の精神」を合わせた(3)の内容項目を新設した。4の視点の項目数は10となり、総項目数は、23に増

加した。

(3) 平成二四年四月から平成三一年三月までの内容

平成二〇年三月の改訂では、「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。」が冒頭に追加された。2の視点の(2)から、「感謝」が分かれ、総項目数は24に増加した。3の視点では、(1)と(2)の順序が入れ替えられた。4の視点でも、(1)が(4)に、(2)から(4)までは(1)から(3)へと繰り上げられた。

(4) 平成三一年四月からの内容

平成二七年改訂では、視点及び視点内の内容項目の順序が入れ替えられた。視点の名称も一部変更され、AからDで示されることとなった。平成二〇年改訂の2の視点の(2)と(6)は再統合し6に、2の視点の(3)と(4)を統合し8に、4の視点の(4)と(7)を統合し16とした。3の視点の(2)は分けられ、20と21とした。総項目数は、24から22に減少した。

平成元年度に入った言葉は以下の通りである。昭和三三年から昭和五二年の改訂まで説明文・観点には入っていない主文にはなかった「内容を端的に表す言葉」は、「1自律」のみである。昭和三三年から昭和五二年の改訂まで説明文・観点には入っていない「内容を端的に表す言葉」に入っていない言葉は、1「誠

「実」、7「時と所(場)」である。昭和三三年特設時と昭和五二年改訂時に説明文・観点に入っていて主文にはない「内容を端的に表す言葉」は、「4勇氣」、「6感謝」、「15よりよい学校生活」の三つである。昭和四四年改訂と昭和五二年改訂の観点で主文にない「内容を端的に表す言葉」は、「4克己」、「6思いやり」、「7礼儀」、「10公德心」、「18国際貢献」の五つである。昭和五二年改訂で観点に入り主文にない「内容を端的に表す言葉」は、「4希望」、「16郷土を愛する態度」の2つである。「内容を端的に表す言葉」に入っていない言葉では、21「人間の力を超えたもの」、21「醜さ 気高さ」がある。初めて登場し主文に入った「内容を端的に表す言葉」は、「11公正」「11公平」「21畏敬の念」の三つである。

平成一〇年改訂で初めて登場した「内容を端的に表す言葉」は、「2 節制」である。平成二七年改訂で初めて登場した「内容を端的に表す言葉」は、「9 相互理解」、「12 社会参画、公共の精神」、「16 郷土の伝統と文化の尊重」の三つである。

<p>〔1 自律〕</p> <p>〔1 誠実〕 7「時と所(場)」</p> <p>〔4 勇氣〕〔6 感謝〕〔15よりよい学校生活〕〔4 克己〕</p> <p>〔6 思いやり〕〔7 礼儀〕〔10 公德心〕〔18 国際貢献〕</p> <p>〔4 希望〕〔16 郷土を愛する態度〕</p> <p>〔21 人間の力を超えたもの〕 21「醜さ 気高さ」</p> <p>〔11 公正〕〔11 公平〕〔21 畏敬の念〕</p> <p>〔2 節制〕</p> <p>〔9 相互理解〕〔12 社会参画、公共の精神〕</p> <p>〔16 郷土の伝統と文化の尊重〕</p>
---

4 「内容を端的に表す言葉」の吟味―高等学校公民科「倫理」の概念と対照して

はじめに、通し番号、次に「内容を端的に表す言葉」、内容項目(傍線部は平成27年改訂での変更部分)を示す。

(1) Aの視点の「内容を端的に表す言葉」の吟味

1 「自主、自律、自由と責任」「自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をも



「自由と責任」

「自由と責任」の「自由」は、小学校の第5学年及び第6学年では、「自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。」と示されている。小学校の第5学年及び第6学年では、自由と自分勝手との違いが示されている。「中学校学習指導要領」において、内容項目に「自由」は示されたことはない。高等学校公民科科目「倫理」においては、カントとサルトル、教科書によってはヘーゲルやミルを加え、各思想家の考える「自由」の意味を学び、人間にとって「自由」とは何かを考えさせている。中学校段階に相応しい「自由」の意味の探究を付け加えることができないか検討すべきであると考ええる。

2 「節度、節制」 「望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。」

アリストテレスの倫理思想を基にした内容項目であると考ええる。「調和」は、「節度」と同時に昭和四四年改訂時から内容項目に入っている。「節制」は、平成一〇年改訂から「節制に心掛け」という文言で追加された。節制は、プラトンの思想を背景にする言葉でこの内容項目に入れなかった理由があったものと思われる。プラトンは、欲望が理性に制御され快楽に溺れる

ことない状態にあるとき、「節制」という徳が実現していると考えている。アリストテレスは、知性的徳と習性的徳を分けて考え、倫理においては習性的徳を重視している。中国においても、朱子は、「中庸」を『論語』、『孟子』、『大学』と並ぶ儒教における根本的な書物とし、『四書』として大切にされた。

3 「向上心、個性の伸長」 「自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。」

「自己を見つめ」は、「自らを振り返り」から平成一〇年に改訂されている。この改訂前は、「自省」を重視していたものと思われる。『論語』や経典などだけでなく、自伝、人生論などを通して学ぶことができる。ソクラテス、キケロ、セネカ、マルクス・アウレリウス、アウグスティヌス、モンテーニュ、ゲーテ、ルソー、フランクリン、エマソン、ミル、アラン、ヒルティ、ラッセル、フランクル、サン・テグジュペリ、チャップリン、新井白石、福沢諭吉、神谷美恵子、レヴィナスなどの作品や考え方から学ぶことができる。

4 「希望と勇氣、克己と強い意志」 「より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。」

「希望」は、平成元年改訂の1の視点の(4)の「真理、真実、人生の理想」に関わる言葉であった。「勇氣」が内容項目に入つたのも平成元年改訂である。初出は、昭和三三年特設時の3の柱の下の「(4) 悪を悪としてはっきりとらえ、決然と退ける強い意志や態度を築いていこう。」の説明文において「悪を悪としてはっきりとらえ、勇氣をもつてこれに臨む強い意志や態度を築くこと」である。悪を退けるためであり、いじめにあつてゐる被害者をかばうために必要なのは「勇氣」であるといふときの「勇氣」である。「倫理」において、「希望」はキリスト教の三元徳の一つであり、「勇氣」はギリシアの四元徳の一つである。

5 「真理の探究、創造」 「真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。」

昭和三三年の特設時においては、2の柱の下の「(7) 常に真理を愛し、理想に向かつて進む誠実積極的な生活態度を築いていこう。」と示されていた。平成二〇年改訂の内容項目は、「真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。」であった。背景には、古代ギリシアの哲学者プラトンの「イデア」の考え方があったと考えられる。「真理を愛し」は、プラトンの考える愛の概念エロスを思い起こさせ、

「真実を求め」とあるのは、その先に「イデア」があるとするプラトンの思想が想定されていると考えられる。「イデア」とは、感覚で捉えられる生成消滅する不完全な物事に対して、その原型である永遠不変な真の实在を意味している。真理・真実は理想へと繋がっていた。高等学校公民科「倫理」では、世界観の探究において、存在とともに「真理」に着目することと示されている。

(2) Bの視点の「内容を端的に表す言葉」の吟味

6 「思いやり、感謝」 「思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。」

「思いやり」は、昭和五二年改訂で初めて示された。「感謝」が入つたのは、平成元年改訂の2の視点の(2)と4の視点の(7)である。ギリガンやノディングスらによる「ケアの倫理」を学ぶ必要がある。ヒュームやアダム・スミスなど倫理は情緒面に根ざすと考える立場を現代において引き継いでいる。川本隆史氏によれば、〈他者のニーズにどのように応答するべきか〉という問いかけが何よりも重要視され、目の前のデイレンマに対処するためには、「文脈」状況を踏まえた物語り的な思考様

式」に頼らざるを得ない。そしてこの倫理を支える人間観によると、自己は他者との「相互依存性」やネットワークの中にある場所を有することになると考えられる。高等学校公民科「倫理」では、人生観の探究において、幸福と徳とともに「愛」に着目することと示されている。ギリシア思想の「エロス」、「フィリア」、キリスト教思想の「アガペー」、仏教思想の「慈悲」、中国思想の「仁」などを学ぶ。中学校においては、宗教的中立性に配慮しつつ普遍的な人間愛へつなげる工夫が必要である。

7 「礼儀」 「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。」

昭和四四年改訂及び昭和五二年改訂では観点として示され、平成元年改訂で内容項目となり、そのまま引き継がれている。

「礼」は、孔子を祖とし、我が国の文化にも大きな影響を及ぼしてきた儒教思想の中心概念である。孟子は人間には四つの萌芽があるとす「四端説」を説き、人間の性は善であると述べている。他人の不幸を傷ましく思う惻隱の心が「仁」、自分の不善を恥じて不義不善を憎む羞惡の心が「義」、他人に譲ろうとする辞讓の心が「礼」、何が正しく何が正しくないかを判断する是非の心が「智」の萌芽であるとした。これに「信」が加えられ「五常」となった。新渡戸稲造の言葉に「信実と誠実な

くしては、礼儀は茶番であり芝居である。」がある。<sup>5)</sup> 江戸時代の儒者中江藤樹や熊沢蕃山は、時と所(場)に応じた適切な行動を取ることの大切さを「時・処・位」として説いている。

8 「友情、信頼」 「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。」

「友情」は、昭和五二年改訂で、「10友情の尊さを理解し、心から信頼できる友達をもち、互いの向上を図る。」と示され内容項目となった。ギリシア思想のアリストテレスが大切にしていた「フィリア」の概念の理解が必要である。友愛を正義以上に共同体になくしてはならない徳であるとしている。快樂や自分の利益のために他者を愛するのは、完全な友愛ではない。互いに相手が善き人であるがゆえに好意をもち、互いに相手がより善くなること、幸福になることを相手のために願う人々の間に成り立つものとした。相手がまさにその人自身であるがゆえに愛するのであり、友をもう一人の自己のように扱うのである。「信頼」の初出は、昭和三三年特設時の3の柱の「(2) お互に信頼しあい、きまりや約束を守って、集団生活の向上に努めよう。」であり、昭和四四年改訂では、「5相手に対する理解と信頼の

うえに立つて、異なる考えや立場も尊重し、これらに学ぶ広い気持ち<sup>①</sup>を養う。」と示され、昭和五二年改訂で上記の10と示され、平成元年改訂以降につながっている。

9 「相互理解、寛容」 「自分の考えや意見を他人に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもつて、謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。」

昭和三三年の特設時の2の柱の下の「(3) つとめて謙虚な心をもつて、他人の意見に耳を傾け、自己を高めていこう。」と「(4) 他人と意見が食い違う場合には、つとめて相手の立場になってみて、建設的に批判する態度を築いていこう。」と示されていた。「相互理解」は、平成二七年改訂で追加したものである。心は見えないがゆえに、多様であり違っていることが見過ごされる。皆同じ心をもっているから分かり合えると思いは込んでしまうが、これは思い込みに過ぎない。日本文化においては、「和」が大切にされている。相良亭によれば、「聖徳太子作と伝えられる『十七条憲法』の「和を以て貴しとなす」という和の強調も、大陸の思想の日本的な受けとめ方の基本的な傾向示すものである。」<sup>②</sup>「自分の限界を知っているがゆえに寛容であることに繋がり、高い自尊心に裏打ちされていることから

自らを高めていくことに繋がっている。鷲田清一氏が紹介されるパスカルの言葉「人間の弱さは、それを知っている人たちが、それを知らない人たちにおいて、ずっとよく現れている」が当てはまる。ヴォルテールの考え方からも学ぶことができる。

(3) Cの視点の「内容を端的に表す言葉」の吟味

10 「遵法精神、公德心」 「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自己の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。」

平成元年度改訂において、4の視点の「(2) 法の精神を理解し、自己の権利を重んじ義務を確実に履行するとともに、公德心をもつて社会の秩序と規律を高めていくように努める。」と示された。平成二七年改訂は、平成元年改訂に戻ったということもできる。カントが考えた「適法性」と「道徳性」の区別を理解しておくことが大切である。行為が単に外面的に法則に適合することを意味する「適法性」と、意志の規定根拠である動機もまた法則に基づくことを意味する「道徳性」とを区別し、道徳が義務遂行の内面的動機を直接の問題と対して、法は動機の如何を問わず行為が外的に合致することで満足するとした。古代中国の思想家荀子の思想やその門下から登場した

法家思想や江戸時代の儒者荻生徂徠の思想を手掛かりとして思想を深めることができる。

11 「公正、公平、社会正義」「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。」

「公正」と「公平」は、平成元年度改訂の4の視点の「(3)正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、社会連帯の精神をもって差別や偏見のないよりよい社会の実現に尽くすように努める。」で示された。「社会正義」については、昭和三十三年の特設時から3の柱の下の「(5)正義を愛し、理想の社会の実現に向かつて、理性的、平和的な態度で努力していこう。」と一度示されていた。アリストテレスによる正義論を理解しておくことが大切である。川本隆史氏によれば、「法にならなっていること」を意味する広義の正義と「平等ないし均等」を核とする狭義の正義があり、狭義の正義を地位や財貨を各人の価値に応じて分配する「分配的正義」と当事者間に生じた損害を是正する「矯正的正義」とに分けている。さらに、近代思想では、功利主義に代表される行為の正しさを、行為が結果として幸福をもたらすことのうちに認める帰結主義と行為の結果には道徳的価値を認めず、行為の原因としての意志が善意志であること

が行為を道徳的により行為にするとしたカントの動機主義の対立を押さえることが大切である。現代のロールズの正義論にも触れておく必要がある。高等学校公民科科目「公共」では、「幸福、正義、公正」を概念の核としている。「倫理」においても、倫理観の探究においては善と義務と「正義」に着目すると示している。

12 「社会参画、公共の精神」「社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。」

「社会参画」も「公共の精神」も平成二七年改訂が初出である。公共の精神について考えを深めておくことが大切である。公と私の区別も単純ではないことを理解しておく必要がある。齊藤純一氏によれば、現代における公共性をハーバーマスは、「国家の公共性に対して対抗的に形成される市民的公共性」と、ハナナ・アーレントは、「異質なものが互いに出会う場所としての公共性」と捉えている。これまで使われてきた言葉は、「社会連帯」と「公共の福祉」である。昭和四四年改訂で、「12公共の福祉を重んじ、社会連帯の自覚をもって理想の社会の実現を目指す。」と示され、平成元年改訂以降も引き継がれていた。

13 「勤労」「勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方につ

いての考えを深め勤労を通じて社会に貢献すること。」

昭和四四年改訂時の「6 勤労の尊さを知るとともに、真の幸福を目ざす充実した生き方を追求しようとする。」で「勤労の尊さ」が内容項目に入り、昭和五二年改訂以降に引き継がれた。平成10年改訂で「勤労の尊さや意義」となり、平成二七年改訂では、勤労が中心の新しい内容項目となっている。労働を神聖な義務と見なすプロテスタント、カルヴィニズムの倫理思想とこれらプロテスタントイズムの倫理の世俗化から「資本主義の精神」が生まれたと考えたウェーバーやロックからアダム・スミスにいたるイギリス市民哲学や米国のフランクリンについて理解することが大切である。江戸時代の後期の石田梅岩の石門心学や二宮尊徳の報徳思想、明治時代に活躍した『論語と算盤』を著した洪沢栄一などについても学んでおくことが必要である。

14 「家族愛、家庭生活の充実」「父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。」

「家族愛」は、昭和三三年の特設時の3の柱の下の「(1) 家族員相互の愛情と思いやりと尊敬とによって、健全な家族を築いていこう。」と示され、平成元年改訂以降は、4の視点の「(5) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもつ

て充実した家庭生活を築くようにする。」となり引き継がれている。「家庭生活の充実」の「家庭」は、昭和五二年改訂で項目12の冒頭に置かれ、平成元年改訂以降は「充実した家庭生活を築く」という現在の形で入っている。テンニースによるゲームインシャフトとゲゼルシャフトという概念を理解することが大切である。集団と社会の関係を捉えるためには、コミュニティ・ゲメインシャフト(共同社会)とソサイエティ・ゲゼルシャフト(利益社会)との対比を活用する必要がある。中国の思想家朱子が重視した「敬」の概念とこれを取り入れた江戸時代の儒者林羅山の考えを手掛かりとして考えを深めることもできる。

15 「よりよい学校生活、集団生活の充実」「教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合つてよりよい校風をつくるとともに、様々な集団生活の充実」の「集団生活」は、昭和三三年特設時の3の柱の

「よりよい学校生活」については、平成元年改訂で、4の視点の「(6) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立するようにする。」が新設され、それ以降引き継がれている。「集団生活の充実」の「集団生活」は、昭和三三年特設時の3の柱の

下の(2)で内容項目に入り、昭和四四年改訂では、「10自己の属するそれぞれの集団の意義や目標を理解し、協力し合って共同生活の充実に努める。」に、昭和五二年改訂では「13自己の属する様々な集団の意義を理解し、協力し合って集団生活の向上を図る。」となり、平成元年度改訂からは現在の形となっている。家庭だけでなく学校においても、テンニースのゲームンシャフト(コミュニティ・共同社会)とゲゼルシャフト(ソサイエティ・利益社会)という概念を手掛かりとして考えを深めることができる。社会学者のマツキーバーのコミュニティとアソシエーションの分類やクローリーの第一次集団と第二次集団の分類によっても理解を深めることができる。

16 「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」 「郷土の  
 伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に  
 尊敬と感謝の念を深め、地域社会の一員としての自覚を  
 もって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。」

「郷土」は、平成元年改訂において、4の視点の「(7)地域社会の一員としての自覚をもち、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に尽くすようにする。」で内容項目に初めて入り、平成一〇年改訂で「(8)地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人

や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。」と「郷土を愛し」が示され、引き継がれている。「地域社会」に対して「郷土」は、ゲームンシャフト(コミュニティ・共同社会)であると考えられる。この内容項目においても、テンニースやマツキーバーの概念は役に立つと考えられる。お祭りなど地域行事に参加することによって郷土愛が育まれると考えられる。お祭りの意義についてのバタイユの考えを手掛かりとして考えを深めることができる。

17 「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」 「優れた  
 伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日  
 本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形  
 成者として、その発展に努めること。」

「伝統」は、平成元年改訂で4の視点の「(8)日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に役立つように努める。」に、「優れた伝統の継承」は「新しい文化の創造」ともに入っている。「文化」は、昭和三三年の特設時には2の柱の下の(9)に一度入っていた。平成元年改訂以降は、「新しい文化の創造」という形ですつと入っている。「国を愛する態度」については、昭和三三年の特設時においては、3の柱の下の「(6)国民と

しての自覚を高めるとともに、国際理解、人類愛の精神をつちかかっていこう。」の説明文で示されている。昭和44年改訂では、「13日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに人類の福祉に寄与する人間になることを目指す。」と示され、昭和五二年改訂でも引き継がれている。平成元年改訂では、内容項目を、4の視点の「(8) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に役立つように努める。」と「(9) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立つて、世界の平和と人類の幸福に貢献するように努める。」とに分け、現在の形になっている。倫理においては、平成三〇年改訂において、世阿弥、本居宣長、伊藤仁斎、福沢諭吉、和辻哲郎の五人の先人を新たに例示している。紫式部、西行、鴨長明、千利休、松尾芭蕉、葛飾北斎、岡倉天心、夏目漱石、森鷗外、西田幾多郎、九鬼周造、柳田国男、折口信夫などの作品や考え方から学ぶこともできる。

18 「国際理解、国際貢献」 「世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立つて、世界の平和と人類の発展に寄与すること。」

「国際理解」は、昭和三三年の特設時の3の柱の下の「(6)

国民としての自覚を高めるとともに、国際理解、人類愛の精神をつちかかっていこう。」に示され、説明文には「世界の他の国々や民族文化を正しく理解し、人類愛の精神をつちかいながら、お互いに特色ある文化を創造して、国際社会の一員として誇ることのできる存在になろう。」と示されていた。

「国際貢献」は平成元年度の改訂において内容項目に入り、それ以降も引き続き入っている。カントの『永遠平和のために』、アンネ・フランク、フランクルの『夜と霧』、サイドやアマールティア・センや新渡戸稲造、内村鑑三、鈴木大拙、宮沢賢治などの考え方や生き方から学ぶことができる。

(4) Dの視点の「内容を端的に表す言葉」の吟味  
19 「生命の尊さ」 「生命の尊さについて、その連続性と有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。」

「生命の尊さ」の内容項目を中学生の段階に相応しい文章に整えることが課題である。昭和三三年の特設時においては、1の柱の下の「(1) 生命を尊び安全の保持に努め、心身ともに健全な成長と発達を遂げるように励もう。」の冒頭に示された。

昭和四四年改訂においても、「1生命を尊び、心身の健康の増進を図り、節度と調和のある生活をすることに努める。」と示



されている。人間の尊厳を根拠づける考え方として、カントの考え方を学ぶことが必要である。「カントによれば、物件(モノ)と違って、理性的存在としての人格の価値には価格(値段)をつけることができないかけがえのない(交換不可能な)価値を「尊厳」という。(中略)他人をある目的を実現するための手段や道具としてだけ扱い(モノ扱いし)、その人自身として扱わないことは、相手の人間性や人格の尊厳を傷つけることになるので、そのような行為をしてはならない。」元日本倫理学会の会長を務められた竹内整一氏は、志賀直哉の「ナイルの水の一滴」を用いて説明する。

シュヴァイツァーやマザーテレサ、ガンディー、キング牧師、杉原千畝などの考え方や生き方から学ぶことができる。

20 「自然愛護」 「自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることをこの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。」

内容項目に入ったのは、昭和五二年改訂の「9 自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心をもち、美しきものからである。平成元年改訂では、3 の視点の「(1) 自然を愛し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めるようにする。」と示され、

平成一〇年改訂では、「愛し」から「愛護し」と改められた。西洋の自然観と東洋の自然観との違いに注目し、自然の「おのづから」なる働きにも目を向ける必要がある。目的論的な自然観や機械論的な自然観ばかりでなく、老子の「無為自然」や、熊沢蕃山、安藤昌益、田中正造、南方熊楠、ピアトリクス・ポター、レイチェル・カーソンなど学ぶべき先人も多い。

21 「感動、畏敬の念」 「美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。」

「感動」は、昭和五二年改訂の「9 自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心をもち。」からである。「畏敬の念」は、上記の昭和五二年改訂の9の観点「自然と人間とのかかり合いについて考え、自然や美しいものを愛する心をもつとともに、人間が有限なものであるという自覚に立って、人間の力を超えたものに対して畏敬の念をもつように努める。」である。カントの「美と崇高の感情に関する観察」や、世阿弥の芸道に関する文章、柳宗悦の美に関する文章などを手掛かりとして考えを深めることができる。ゲーテやヘッセ、リルケ、ドストエフスキー、魯迅などの文学者やバツハやペーラーヴェンなどの音楽家やゴーギャンやロダン、ピカソ、東山

魁夷、岡本太郎などの芸術家の作品や人生からも学ぶことができる。彫刻家の舟越保武氏のエッセイなど活用することもできる。

## 5 おわりに

22 「よりよく生きる喜び」 「人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。」

内容項目の文章をDの視点にあることが分かるようにすることが課題である。しばしばAの視点の「希望と勇氣、克己と強い意志」の内容項目4と混同される。人間を愛する精神とのつながりを明示する必要もあると考える。「生きる喜び」は昭和五二年改訂で初出し、「8人間として生きることの喜びを見だし、温かい人間愛の精神を深めていく。」と示されている。弱く醜いが、強く気高くもありうる中間者である人間の悲しさと、それ故の愛しさを示すものである。人間性への愛惜と共感と信頼を示すものである。『解説』には、パスカルの言葉を引用している。これもまた、誤解されることの多い言葉である。カントは、ルソーの『エミール』から人間性への敬意に目覚めたことである。崇高で深遠な人間愛への扉を開けるための鍵となる思想を学ぶことが必要である。

平成二九年三月の中学校学習指導要領の改訂の要点の中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が示され、「深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になることが示された。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。」<sup>1)</sup>が示されている。道徳科への改訂は、他の教科等に先行して進められた。このため、平成二八年一二月の中央教育審議会の答申においては、「考え、議論する道徳」を目指す今回の小・中学校学習指導要領の改訂の趣旨に照らして考えると、道徳科における「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」は、今回の改訂で目標に示されている、「様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで（広い視野から）

多面的・多角的に捉え、自己の(人間としての)生き方について考えること」であると言える。<sup>15)</sup>と示されている。

中学校の人間としての生き方についての考えを深める道徳教育は、高等学校においては人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な指導の場面である公民科科目「公共」及び「倫理」の学習に引き継がれる。平成三〇年三月に告示された高等学校の公民科科目「倫理」では、目標の柱書で「人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ」と示され、『高等学校学習指導要領解説 公民科編』では、「人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせについては、中央教育審議会答申を踏まえ、「社会的事象等を倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え、人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などに関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法(考え方)」として整理した。」<sup>16)</sup>と示されており、思考の概念的な枠組みを重視するという性格が明確になったと考える。

道徳科への改訂では、指導方法及び評価については平成二七年三月の告示を受けて「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」が設置され検討された。内容については、教科

書作成を進める必要もあって、本格的に検討する機会が設けられなかった。次回の改訂においては、視点の是非も含めて再検討することが必要であると考える。内容項目は、中学校の三年間に生徒が人間としての生き方を考え、人間としてよりよく生きる力を育む上で重要と考えられる道徳的価値を含む内容を文章で表現したものである。目標(何のために)と方法(どのよう)に劣らず、思考の概念的な枠組みとなる内容(何を)について再検討することは重要であると考える。道徳教育の内容項目が、人間性に深く根ざした「不易」な内容を維持しつつ、時代の変化に応じた「流行」を反映したものとできるように検討し続けなければならないと考える。

註

- (1) 鬼界彰夫「生き方と哲学」講談社、二〇一一年、p.16, p.24
- (2) クリスチャン・マスピアウ『センスメイキング』プレジデント社、二〇一八年、p.147-152, p.15
- (3) 中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」平成二六年一〇月二二日、p.10
- (4) 川本隆史「ケア」、編集代表大庭健『現代倫理学事典』弘文堂、二〇〇六年、p.217
- (5) 文部科学省『私たちの道徳 中学校』、二〇一四年、p.53

- (6) 相良亭『日本人の心 増補新装版』東京大学出版会、二〇〇九年、p.3  
 (7) 鷲田清一『おとなの背中』角川学芸出版、二〇一三年、p.249  
 (8) 川本隆史「正義」、編集代表大庭健『現代倫理学事典』弘文堂、二〇〇六年、p.500-501  
 (9) 齊藤純一「公共性」、編集代表大庭健『現代倫理学事典』弘文堂、二〇〇六年、p.264  
 (10) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 公民科編』東京書籍、二〇一八年、p.107  
 (11) 児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房、二〇一八年、p.39  
 (12) 竹内整一『やまと言葉の哲学する』春秋社、二〇一一年、p.78-79  
 (13) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』教育出版、二〇一八年、p.68  
 (14) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』東山書房、二〇一八年、p.4  
 (15) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」、二〇一六年、p.221  
 (16) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民科編』東京書籍、二〇一九年、p.87

## 主な参考文献

- 金子武蔵編集『新倫理学事典』弘文堂、一九七〇年  
 編集代表大庭健『現代倫理学事典』弘文堂、二〇〇六年  
 編集顧問見田宗介『現代社会学事典』弘文堂、二〇一二年  
 横山利弘『道徳教育、画餅からの脱却』暁教育図書、二〇〇七年

- 竹内整一『やまと言葉で哲学する』春秋社、二〇一二年  
 鬼界彰夫『生き方と哲学』講談社、二〇一二年  
 岩田靖夫『ギリシア哲学入門』ちくま新書、二〇一一年  
 山内志朗『小さな倫理学入門』慶應義塾大学三田哲学会叢書、二〇一五年  
 相良亭『日本人の心 増補新装版』東京大学出版会、二〇〇九年  
 柘植尚則『ブレップ倫理学』弘文堂、二〇一〇年  
 児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房、二〇一八年  
 熊野純彦『シリーズ・哲学のエッセンス カント』NHK出版、二〇〇二年  
 藤田正勝『西田幾多郎』岩波新書、二〇〇七年